

「福島復興再生特別措置法」において放射能から子どもたちを守るために保育所が担う責務の裏付けや職員充足による処遇改善のための財政支援を求める意見書

福島県は、東日本大震災という1000年に一度の未曾有の災害と、原発事故という特別な人災が重なり、多くの県民が現在も避難を強いられている中で、子どもの数も当然激減している。

県内保育所では、今まで職員配置など、保育所を運営する法人の努力により子どもの最善の利益を堅持してきたが、子どもの減少に伴い、困難が生じている。

さらに、子どもだけではなく、既存保育士やこれから保育士として就労を考えている若者までも県外へ避難や就職を余儀なくされ、今後の職員の充足もままならない状況にある。

また、放射能の影響により、保育全般において健康不安からくる様々な支出が生じており、極めて深刻な状況が今なお続いているが、状況改善の見通しが立っていないのが現状であり、一時的ではなく長期的な対応も考慮に入れなければならない。しかし、現在の児童福祉法による保健所運営費には、通常保育以外の支出に対する措置がないのが実態である。

よって、国においては、一刻も早い福島の子育て家庭の帰還を願い、子ども一人一人を大切にするような、よりよい保育環境の維持、向上のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「福島復興再生特別措置法」において放射能から子どもたちを守るために保育所が担う責務の裏付け措置を講ずること。
- 2 職員充足による処遇改善のため、財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月11日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 斎藤健治